

随意契約見直し計画

平成19年12月
独立行政法人都市再生機構

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度に締結した随意契約（少額によるものを除く。以下同じ。）について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないもの及び移行に時間を要するものを除き、遅くとも20年度からすべて一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）		/		(2%) 97	(9%) 113
一般競争入札等	競争入札			(19%) 900	(27%) 355
	企画競争等	(16%) 752	(4%) 51	(48%) 2,305	(48%) 645
随意契約		(84%) 4,010	(96%) 1,284	(31%) 1,460	(17%) 223
合 計		(100%) 4,762	(100%) 1,335	(100%) 4,762	(100%) 1,335

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 見直し後の一般競争入札等及び事務・事業を取り止めたものには、段階的に移行するものを含む

(注3) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管公益法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）		/		(4%) 67	(15%) 109
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争等	(5%) 80	(0%) 2		
随意契約		(95%) 1,668	(100%) 744	(7%) 126	(3%) 21
合 計		(100%) 1,748	(100%) 746	(100%) 1,748	(100%) 746

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 見直し後の一般競争入札等及び事務・事業を取り止めたものには、段階的に移行するものを含む

(注3) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管公益法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（億円）	件数	金額（億円）
事務・事業を取り止めたもの （18年度限りのものを含む。）		/		(1%) 30	(1%) 3
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争等	(22%) 672	(8%) 49		
随意契約		(78%) 2,342	(92%) 540	(44%) 1,334	(34%) 202
合 計		(100%) 3,014	(100%) 589	(100%) 3,014	(100%) 589

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 見直し後の一般競争入札等及び事務・事業を取り止めたものには、段階的に移行するものを含む

(注3) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約の公表について、今後行うものについては、既に公表している項目に「予定価格」及び「落札率」を追加して公表を行う。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成20年3月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの及び移行に時間を要するものを除き、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行する。

(1) 公募手続きの導入及び企画競争の拡大

随意契約が真にやむを得ないもの以外の契約については、透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した法人以外の参加者の有無を確認するための公募手続きの導入や、提案書等を評価して契約相手方を特定する企画競争の拡大を図る。

(2) 複数年度契約への移行

電子複写機、電子計算機等のOA機器に係る賃貸借契約など、新規に調達する年度に（一定期間継続することを条件とした）競争入札を行い、次年度以降、随意契約により継続していたものについて、平成20年度以降、新規に調達するものは複数年度契約へ移行する。

(3) 執行・監査体制の確保

① 執行体制の強化

今後行う随意契約については、出先事務所等に契約事務を分掌させている場合であっても、本社又は支社等において審査を行うなど、執行体制を強化する。

② 内部監査の重点実施

内部監査において、見直しの結果を重点的に監査する。

(注) 個別の契約の見直し内容については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載